

姫路市立城乾中学校いじめ防止基本方針

姫路市立城乾中学校

令和8年 6月改訂



1 はじめに

「いじめはすべての生徒に関係し、どの学校、どの学級にも起こりうる」という基本認識の上で本校生徒が安心して学校生活を送り、様々な学校教育活動に取り組むことができるよう、いじめのない学校、いじめの見逃しが無い学校をつくるために「姫路市立城乾中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 基本的な考え方

全校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、認知した場合は組織的かつ迅速に解決に向けて取り組む。また、学校・地域・家庭との連携を強くし生徒の健全な成長のために協力していく。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、訴えを真摯に受け止め生徒を守るという立場に立って事実確認を行い対応にあたる。

4 校内体制について

・本校ではいじめ問題への組織的な取組を推進していくために、いじめ問題への対応に特化した機動的ないじめ対応チームを設置する。

構成は、校長・教頭・生徒指導担当・学年担当・学年生徒指導担当・部活動顧問・養護教

諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ハートフルサポーターとする。

・ いじめ対応チームの役割

本校における、いじめ防止の取組に関することや、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証、評価を定期的に行う。

- ・ いじめの相談（ネット問題に関するいじめを含む）があった場合には、即座にいじめ対応チームを立ち上げ、特定の教員がいじめの問題を抱え込むことのないよう、教職員全体で共通理解を図り、報告、連絡、相談を確実に行之、学校全体で組織的ないじめの解決に向けた対応にあたる。

5 いじめの未然防止について

いじめの未然防止について取組を行う。

〈学校の指導体制について〉

- ・ いじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、教職員、心理士等が日々の生徒の敏感な変化に気づき、日常的に教育相談を行う。
- ・ 悩みごとや心配ごとなどだけでなく、日常生活についてのアンケート（教育相談・いじめアンケート）を学期に1回行う。2学期のアンケートは家庭に持ち帰り、保護者とともに記入する。アンケートをもとに、学級担任と教育相談を行う。また、学級担任だけではなくスクールカウンセラー等も含めて全職員で生徒のケアに当たり、誰にでも相談できる体制の充実をはかる。
- ・ 「いじめ問題」に関する研修を行い「いじめ」について、教職員の理解を深める。
- ・ いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に向けたいじめチェックリストを活用する。
- ・ いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめ対応に関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を作成する。（別紙1）

〈生徒に向けて〉

- ・ いじめ防止人権学習（1年生）を行い、人との接し方について学習する。自分の感覚と他人の感覚は違うことを認識させる学習を行う。
- ・ ネットモラル教室（全学年）を行い、SNS等ネット上での人との付き合い方、その使い方について学び、ネットに書き込むことへの危険性などを指導する。
- ・ 普段の生活の中から「いじめ」を許さない意識の醸成に向けた指導を行う。
- ・ ライフスキル教育の充実をはかる。（ライフスキルとは人生をよりよく生きていくうえで不可欠な心理社会的能力のことである。）

- ・生徒会により、毎学期の初めに「いじめゼロ宣言」を行い、いじめ撲滅に向けて協力体制を作る。
- ・生徒会により、毎学期の終わりに「思いやりネット宣言」を発し、休業中におけるSNSトラブルの撲滅に向けた意識を醸成する。
- ・生徒会により、毎学期1週間を「いじめゼロ強化週間」と設定し、公認キャラクターのピンク色のタグをカバンに付け、いじめ防止に向けての意識を醸成する。

6 いじめの早期発見について

- ・学期に1回のアンケート調査（いじめアンケート）と、毎考査前に教育相談を実施し、生徒の実態把握に努める。また、教職員はスクールカウンセラー等と常時連携し、生徒のSOSをいち早く察知できるように取り組む。
- ・5月と10月にQ U（学級集団アセスメント）を行い、生徒個人と学級集団の関係を把握し、いじめの発見と予防に努める。また、生徒個別資料を保護者と共有する。
- ・生活ノート（ライフ）をとおして学級担任と生徒が安心して相談できる関係作りに努める。
- ・授業、給食、清掃、休み時間など生徒の様子を学級担任だけでなく、多くの教職員で見守り気軽に話しかけやすい環境づくりに努める。

7 いじめの早期対応について

- ・いじめの兆候を発見した場合や相談を受けた場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
- ① いじめの情報をキャッチした場合
 - ・学級担任を中心として、いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒をいじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
 - ・いじめに関する相談を受けた教職員は生徒指導担当、管理職にすぐに報告する。
 - ・管理職は、いじめ対応チームを招集する。
 - ② 正確な実態把握
 - ・いじめ対応チームは、学校の組織的な体制をもとにいじめの全体像を把握する。
 - ・すみやかに保護者に連絡し、解決に向けて取組む。
 - ② 指導体制、方針決定
 - ・いじめ対応チームを中心に、いじめの解決に向けた対応策を決定する。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
 - ③ 生徒への指導支援
 - ・いじめをうけた生徒やその保護者への支援と、いじめた生徒への指導と支援を継続的に行う。

8 いじめの解消について

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。
 - ①いじめに係る行為が止んでいてその状態が少なくとも3ヶ月間継続していること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じておらず、またその状態を本人、保護者に面談等で確認をする。
- ・ いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導・支援を継続的に行う。

9 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ インターネットの特殊性による危険性を十分に理解し、ネットトラブルについての最新の情報を把握する研修を行う。
- ・ 学校でのネットルール作りを通して生徒がネットモラルについて学習する。
- ・ 生徒会からの「思いやりネット宣言」と「思いやりネット行動目標6ヶ条」を学級で確認し、ネットモラルの向上を図る。
- ・ 「ネット上のいじめ」を把握した場合は、書き込みや画像を削除させる等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害等違法行為となる事案については、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

10 重大事態への対応

- ・ 重大事態とは
 - ①いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は適切に調査し、校長が判断し適切に対応する。
- ・ 重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ・ 学校が主体となっていく場合はいじめ対応チームを校内組織の母体として当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「姫路市立城乾中学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。
- ・ 事案によっては教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

11 その他

- ・ いじめ防止などに実効性の高い取り組みを実施するため、基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを進め、適切に改訂を行う。

別紙 1

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見のために
4 月	いじめ対応チーム会議 ・ 指導方針 ・ 指導計画	道徳・特別活動計画 学級・学年づくり 人間関係作り (歓迎遠足：1・2年) (修学旅行：3年) P T A 理事会 (保護者への啓発活動) 自転車安全運転教室（全生徒）	
5 月	職員研修（探究活動）	いじめ防止人権教室（1年） 情報モラル教室（全生徒） 人間関係作り（体育大会）	教育相談週間 QU①
6 月	職員研修 (いじめ防止対応) (道徳教育)	P T A 愛護育成部会 地域愛護育成会総会 (地域への啓発活動)	いじめアンケート① 教育相談週間
7 月	職員研修（人権教育）	性教育出前講座（1・3年） 人間関係作り (学級・学年弁論大会) 保護者懇談会	
8 月	カウンセリングマインド研修		
9 月	いじめ対応チーム会議 ・ 情報共有 ・ 2・3学期の計画	非行防止教室（全生徒） 学級・学年づくり	
10 月	保護者向け研修 中人研	学級・学年づくり スマホ・ケータイ安全人権上室 (全生徒) 人間関係作り（文化発表会）	教育相談週間 QU②
11 月	職員研修（道徳教育）	ストレスマネジメント (全生徒)	いじめアンケート② (家庭に持ち帰り) 教育相談週間
12 月		人間関係作り (班別学習：2年) ありがとうツリーを作ろう (全校生) 保護者懇談会	

1 月	カウンセリングマインド研修	保護者懇談会（3 年）	
2 月		P T A 愛護育成部会	いじめアンケート③ 教育相談週間
3 月	いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討	保護者懇談会（1・2 年）	

※生徒指導委員会を開催し、各学年の様子、重篤な生徒指導事案、長欠生（不登校を含む）への対応、指導経過（指導の方向性）を報告することにより、情報の共有に努めるとともに、行動の連携を図る。

※月に 1 度、生徒会専門部会を行い、各部会で先月の目標を反省するとともに、該当月の目標を話し合い設定する。決定事項は、月に 1 度の生徒集会で、専門部長より発表を行う。

※ライフスキル教育：各学期毎に 1 回行う。

※教育相談票：定期考査前毎に実施する。

いじめアンケート：学期に 1 回（期末考査前に）実施する。2 学期は持ち帰り、保護者と一緒に実施する。

※いじめゼロ宣言：各学期毎に、始業式の時、生徒会を中心として宣誓を行う。

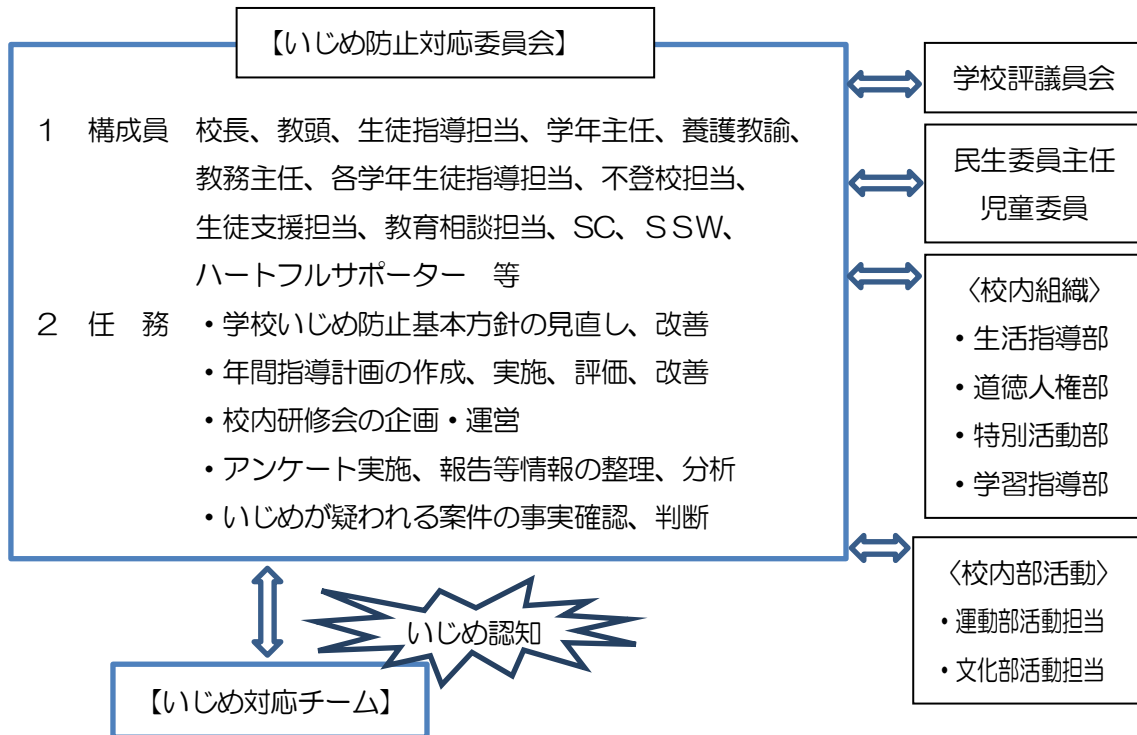
※思いやりネット宣言：各学期毎に、終業式の時、生徒会を中心として宣誓を行う。

※ありがとうカード配布：日常生活で、奉仕的活動を行った生徒に、教師が渡す。

※ありがとう活動（奉仕活動）：学校敷地内の奉仕活動を、生徒会を中心に行う。

※いじめゼロ強化週間：各学期毎に、1 週間単位で、生徒会を中心に行う。

※保護者向け研修：P T A 主催の研修として行う。



対応の流れ

